

日米地位協定

第三条

1 合衆国は、施設及び区域内において、それらの設定、運営、警護及び管理のため必要なすべての措置を執ることができる。日本国政府は、施設及び区域の支持、警護及び管理のための合衆国軍隊の施設及び区域への出入の便を図るため、合衆国軍隊の要請があつたときは、合同委員会を通ずる両政府間の協議の上で、それらの施設及び区域に隣接し又はそれらの近傍の土地、領水及び空間において、関係法令の範囲内で必要な措置を執るものとする。合衆国も、また、合同委員会を通ずる両政府間の協議の上で前記の目的のため必要な措置を執ることができる。

2 合衆国は、1に定める措置を、日本国の領域への、領域からの又は領域内の航海、航空、通信又は陸上交通を不必要に妨げるような方法によつては執らないことに同意する。合衆国が使用する電波放射の装置が用いる周波数、電力及びこれらに類する事項に関するすべての問題は、両政府の当局間の取極により解決しなければならない。日本国政府は、合衆国軍隊が必要とする電気通信用電子装置に対する妨害を防止し又は除去するためのすべての合理的な措置を関係法令の範囲内で執るものとする。

3 合衆国軍隊が使用している施設及び区域における作業は、公共の安全に妥当な考慮を払つて行なわなければならない。

第三条に関する合意議事録

第三条に関連する日米合同委員会合意

航行保安（52年6月）

周波数の分配及び妨害除去（52年6月）

米軍の電気通信施設使用（52年7月）

演習場の立入に関する事項（52年12月）

厚木飛行場の騒音軽減措置（63年9月、69年11月（改正））

横田飛行場の騒音軽減措置（64年4月、93年11月（改正））

キャンプ王子米陸軍病院における検疫及び防疫問題（68年6月）

環境問題に関する協力について（73年11月）

米軍鶴見貯油施設に係る公共の安全に関する事項（76年12月）

嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置（96年3月）

合衆国の施設及び区域への立入許可手続について（96年12月）

日本の団体による在日米軍施設・区域への立入について（99年7月）

在日米軍施設・区域内への緊急車両の限定的かつ人道的立入（01年1月）